(四)　履行保証金の還付

資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該種別の資金移動業に係る履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有するところ、履行保証人債務引受契約又は履行保証人保証契約に基づく債務の弁済をした履行保証人適格者が、民法第四九条の規定により当該債権者に代位する場合については上記権利を有しないこととした。(第五九条関係)

3　暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令に係る規定の整備

内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができることとした。(第六二条の二一の二及び第六三条の一六の二関係)

4　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る制度整備

(一)　登録制の導入

(1)　内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者の登録を受けることなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができることとした。(第六三条の二二の二関係)

(2)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとした。(第六三条の二二の三～第六三条の二二の九関係)

(二)　業務に関する規定の整備

(1)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。(第六三条の二二の一〇関係)

(2)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者への情報の提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。(第六三条の二二の一二関係)

(3)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等を禁止することとした。(第六三条の二二の一三関係)

(4)　電子決済手段仲介行為を委託した電子決済手段等取引業者及び暗号資産仲介行為を委託した暗号資産交換業者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を原則として負うこととした。(第六三条の二二の一四関係)

(三)　監督規定の整備

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関し、帳簿書類の作成、報告書の作成及び提出、立入検査、業務改善命令、登録の取消し等の監督規定を設けることとした。(第六三条の二二の一六～第六三条の二二の二二関係)

5　特定信託受益権に関する規定の整備

改正前の特定信託受益権の定義から、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることという要件を削除し、当該金銭の総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が一定以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を一定の国債証券等の債券の保有により運用するものであること等の要件を定めることとした。(第二条関係)

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

(法律第六七号)(経済産業省)

1　総則

(一)　目的

この法律は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について早期での円滑な事業再生を促すことにより、当該事業者がその事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で経営資源を有効に活用してその事業活動を活性化できるようにすることが重要であることに鑑み、当該事業者の事業再生の実施のため、公正かつ中立な第三者が関与して金融機関等であるその債権者の一定の割合以上の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた当該債権者の決議により、当該債権者に対する当該事業者の債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等に関し必要な事項を定め、もって当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

(二)　定義

(1)　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいうものとすることとした。

イ　預金保険法第二条第一項に規定する金融機関

ロ　銀行法第四条第一項の免許を受けた同法第一〇条第二項第八号に規定する外国銀行

ハ　農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合

ニ　保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二二三条第一項に規定する免許特定法人

ホ　貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者

ヘ　政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等

ト　イからヘまでに掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者

チ　地方公共団体

リ　債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者(第二条第一項関係)

(2)　この法律において「貸付債権等」とは、貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの(1)のリに掲げる者が有するものにあっては、(1)のイからチまでに掲げる者が有していたものを(1)のリに掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。)をいうものとすることとした。(第二条第二項関係)

(3)　この法律において「対象債権」とは、2の(一)の(1)の確認を受けた事業者(以下「確認事業者」という。)に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいうものとすることとした。

イ　当該確認後の利息の請求権

ロ　当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権(第二条第三項関係)

(4)　この法律において「対象債権者」とは、対象債権を有する者であって、2の(一)の(2)の規定による通知を受けた者をいうものとすることとした。(第二条第四項関係)

2　対象債権者の権利の変更に関する手続

(一)　指定確認調査機関の確認等

(1)　経済的に窮境に陥るおそれのある事業者は、その事業再生を図るため、(二)の(1)の対象債権者集会における(二)の(1)に規定する権利変更議案の決議(以下「権利変更決議」という。)により当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、当該権利の変更について、申請書に当該権利の変更に関する概要を記載した書面及び当該貸付債権等の一覧表(以下「権利変更概要書等」という。)を添付して、これらを3の(一)の(1)の規定による指定を受けた者(以下「指定確認調査機関」という。)に提出し、その申請が一定の要件に該当する旨の確認を受けなければならないものとするなど、指定確認調査機関の確認に関する手続について所要の規定を設けることとした。(第三条第一項～第六項関係)

(2)　指定確認調査機関は、(1)の確認をしたときは、その旨を対象債権を有する者に通知しなければならないものとすることとした。(第三条第七項関係)